

「IT研修の実施に係る業務委託」に係る企画書の募集

次のとおり企画書の募集を行います。

なお、本件に係る契約締結は、当該案件に係る予算が成立することを条件とするものです。

1 募集内容

- (1) 件 名 IT研修の実施に係る業務委託
- (2) 作業内容等 別途交付する実施要領による。
- (3) 委託期間 契約締結日（平成 29 年 4 月を予定）から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 参加者の資格

- (1) 次の各項に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 前（ア）から（オ）の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - ウ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (3) 参加申込書等提出書類の提出期限の日から契約締結までの期間に、各省各庁による指名停止等を受けていないこと。
- (4) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」のいずれかの等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。
- (5) 個人情報等管理体制が確立されていること。

- (6) 過去3年間に、U I S S研修又はI T S S研修（以下「U I S S研修等」という。）を主催した実績又はユーザー企業におけるU I S S研修等の実施を受託した実績があること。
- (7) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 業務受託のための申込手続き

申込を希望する場合は、次のとおり企画書の募集に係る実施要領の交付申請を行うこと。

(1) 企画書の募集に係る実施要領の交付

ア 交付場所

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課
担当 齊藤 洋 TEL 03-3270-1552 FAX 03-3270-1411

イ 交付方法

原則として、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課アドレス (pnbid-k@jfc.go.jp) に送信し、担当者まで電話連絡を行うこと。

(ア) 電子メールの標題に「企第29-46号に係る申請書類作成要領交付希望」と記載する。

(イ) 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

① 件名「IT研修の実施に係る業務委託」

② 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）

公庫が当該電子メールに企画書の募集に係る実施要領を添付したうえで交付申請者に返信することにより交付する。

なお、窓口での直接交付を希望する者に対しては、上記アの交付場所にて交付を行う。（上記アにおける「日本公庫エントランス1階総合受付」で上記アの担当名及び当該案件に係る実施要領交付希望の旨を伝えること。）

ウ 交付期限 平成29年2月21日（火）12時00分

(2) 申請書類の提出

ア 提出期限 平成29年2月21日（火）15時00分

イ 提出場所 前（1）アと同じ。

4 契約先の選定方法

提出された企画書について評価を行い、最も優秀な提案をした1者を契約先として選定する。

以上